

平成 25 年度 社会教育主事講習開催要項

高知大学

1 目 的

本講習は、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 9 条の 5 の規定及び社会教育主事講習等規程（昭和 26 年文部省令第 12 号）に基づき実施するもので、社会教育主事の職務を遂行するために必要な専門的知識・技能を修得させ、社会教育主事となりうる資格を付与することを目的とする。

2 主 催 文部科学省

3 実施機関 高知大学

4 開催時期 平成 25 年 7 月 22 日(月)～平成 25 年 8 月 22 日(木)

5 主 会 場 高知大学 〒780-8520 高知市曙町二丁目 5 番 1 号

6 開設科目及び単位数

社会教育主事講習等規程第 3 条の規定に基づき、4 科目 9 単位を開設する。

7 講習科目一覧 別表 1 のとおり

8 募集人員 30 人

9 日 程 別表 2 のとおり

10 受講資格

社会教育主事講習等規程第 2 条の各号の一に該当する者

- (1) 大学に 2 年以上在学して 62 単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者又は社会教育法の一部を改正する法律（昭和 26 年法律第 17 号）附則第 2 項の規定（注 1）に該当する者
- (2) 教育職員の普通免許状を有する者
- (3) 2 年以上社会教育法第 9 条の 4 第 1 号イ及びロに規定する職にあった者又は同号ハに規定する業務に従事した者（注 2）
- (4) 4 年以上社会教育法第 9 条の 4 第 2 号に規定する職にあった者（注 3）
- (5) その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者（注 4）

(注1)

旧大学令(大正7年勅令第388号)、旧高等学校令(大正7年勅令第389号)、旧専門学校令(明治36年勅令第61号)若しくは旧教員養成諸学校官制(昭和21年勅令第208号)の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校若しくは教員養成諸学校又は文部科学省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を卒業し、又は修了した者は、大学に2年以上在学して、62単位以上を修得した者とみなす。

(注2)

(1) 社会教育法第9条の4第1号ロに規定する社会教育に係る職は次のとおりとする。

① 文部科学省(文化庁及び国立教育政策研究所を含む。)、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人、同条第3項に規定する大学共同利用機関法人、放送大学学園法(平成14年法律第156号)第3条に規定する放送大学学園、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人メディア教育開発センター及び独立行政法人国立青少年教育振興機構において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職

② 内閣府及び文部科学省において青少年の健全な育成に関する事項の企画及び立案又は総合調整に関する事務に従事する者の職

③ 地方公共団体の教育委員会(事務局及び教育機関を含む。以下同じ)において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職

④ 官公署の職で、(1)の①から(1)の③までに規定する職に相当すると文部科学大臣の認定を受けたもの

⑤ 博物館法(昭和26年法律第285号)第4条第4項に規定する学芸員の職

⑥ 図書館法(昭和25年法律第118号)第4条に規定する司書の職

⑦ 社会教育関係団体の役員及び職員(常時勤務する者に限る。)の職で、(1)の①から(1)の③までに規定する職に相当すると文部科学大臣の認定を受けたもの

(2) 社会教育法第9条の4第1号ハに規定する社会教育に係る事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものは次のとおりとする。

① 国立教育政策研究所、大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立民族学博物館、

大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立歴史民俗博物館，独立行政法人国立特別支援教育総合研究所，独立行政法人国立女性教育会館，独立行政法人国立博物館，独立行政法人国立美術館，独立行政法人国立文化財機構，独立行政法人科学技術振興機構，独立行政法人宇宙航空研究開発機構，独立行政法人日本スポーツ振興センター，独立行政法人日本芸術文化振興会及び独立行政法人国立青少年教育振興機構が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導

- ② 地方公共団体の教育委員会が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
- ③ 社会教育関係団体が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
- ④ 独立行政法人国際協力機構法(平成 14 年法律第 136 号)第 13 条第 1 項第 3 号に規定する国民等の協力活動

(注 3) 社会教育法第 9 条の 4 第 2 号に規定する教育に関する職は次のとおりとする。

- ① 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校の学長，校長（園長を含む。），副学長，学部長，教授，准教授，助教，助手，講師（常時勤務する者に限る。），教頭，教諭，助教諭，養護教諭，養護助教諭，栄養教諭，実習助手，寄宿舎指導員，事務職員（常時勤務する者に限り，単純な労務に雇用される者を除く。）及び学校栄養職員（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 5 条の 3 に規定する職員をいい，同法第 5 条の 2 に規定する施設の当該職員を含む。）の職
- ② 学校教育法第 82 条の 2 に規定する専修学校の校長及び教員の職
- ③ 少年院法（昭和 23 年法律第 169 号）第 1 条に規定する少年院又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 44 条に規定する児童自立支援施設において教育を担当する者の職
- ④ ①から③までに規定する職に相当すると文部科学大臣の認定を受けた職

(注 4) 文部科学大臣の認める者

- ① 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有し，その事業範囲が市町村規模以上の社会教育関係団体の会長，副会長，事務局長その他これらに相当する役員並びに事業の企画，実施に当たる役員及び専門的職員の職の経験が 4 年以上あるもの
- ② 社会教育に関係のある職務（非常勤の職を含む。）の経験が 4 年以上ある者で，都道府県の教育委員会が社会教育主事の講習を受けるに足る能力を有すると認めるもの

11 受講申込の方法

- (1) 受講申込者は、下記の書類を整え7月1日(月)までに、居住地の県教育委員会に提出すること。
 - ① 受講申込書(様式1)
 - ② 受講資格を証明する関係書類(卒業・修了証明書(卒業又は修了証書の写し可)、教育職員の普通免許状の写し、所属長の勤務証明書(様式2)等)
 - ③ 履歴書(様式3)
 - ④ 受講承認書(様式4)(所属長の受講承認書)
 - ⑤ 単位修得認定申請書(様式5)(科目代替の認定を希望する者)
 - ⑥ 単位修得証明書(様式6)(科目代替の認定を希望する者)
 - ⑦ 分割受講証明書(様式7)(過去に分割で講習科目を受講した者)
 - ⑧ 返信用封筒 [角形2号(33.3 cm×24.1 cm)、自己のあて先(住所、氏名、郵便番号)を記入の上、200円分の切手を貼付のこと。]
- (注) 卒業又は修了証書の写し、教育職員の免許状の写しは、所属長又は所轄長の原本と相違ない旨の証明つきのものであること。
- (2) 教育委員会は、上記の書類により受講資格の有無を審査の上、とりまとめ受講申込者一覧表を添えて、7月10日(水)までに必着するように提出すること。

提出先：〒780-8520 高知市曙町二丁目5番1号 高知大学学務部学務課

12 分割受講について

年度内及び年度を超えての分割受講を認める。分割区分は、以下のとおりとする。

- (1) 「生涯学習概論 2単位」
- (2) 「社会教育計画 2単位」
- (3) 「社会教育演習 2単位」
- (4) 「社会教育特講 3単位」

ただし、社会教育演習を分割受講しようとする者にあっては、当該講習をもって、社会教育主事の資格を取得する場合に限る。

13 科目代替について

次の①～④に掲げるものについては、「社会教育特講3単位」の単位修得に代替することができる。

- ① 国立教育政策研修所社会教育実践センターにおける「博物館職員講習」、「図書館司書専門講座」、「生涯学習推進セミナー」及び「ボランティア活動推進セミナー」の修了
- ② 放送大学において修得した社会教育主事講習相当科目の単位
- ③ 文部科学省認定社会通信教育の「生涯学習ボランティアコース」の修了
- ④ 大学において修得した社会教育主事講習相当科目の単位。代替を認める科目は、省令科

目「社会教育特講Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」とする。

14 受講者の決定

実施機関が運営委員会の意見を聴いて決定する。

受講者の決定に必要な書類等で不備な点がある場合は、審査の対象から除外することがある。

受講許可書は、7月中旬頃に本人あてに発送するとともに、県教育委員会にも受講許可者名を通知する。

15 受講者の集合日時及び場所

日時：平成25年7月22日(月) 13時10分

場所：高知市曙町二丁目5番1号 高知大学総合研究棟会議室1（2階）に集合してください。

16 受講に要する経費

受講料は徴収しない。ただし、受講に要する経費（教材・資料費、交通費、食費、宿泊費、写真代、研究集録印刷費等）は、受講者の負担とする。

17 宿泊の申し込み

宿泊の斡旋は行わない（国立室戸青少年自然の家における宿泊を除く。）ので、各自で手配すること。

18 傷害保険について

社会教育主事講習期間中の事故や怪我に備え、傷害保険に加入するなど各自の責任で万全を期すこと。

19 その他

本講習に関する事務連絡、問合せ等は下記に照会のこと。

高知県教育委員会生涯学習課社会教育支援担当 TEL088-821-4911

高知大学学務部学務課専門員 TEL088-844-8467

※ 得られた個人情報は、社会教育主事講習関係以外では一切使用いたしません。